

○筑波大学附属図書館規則施行規程

〔平成16年5月27日〕
法人規程第36号
改正 平成19年法人規程第29号
平成20年法人規程第2号
平成23年法人規程第66号
平成28年法人規程第58号
平成30年法人規程第21号
令和2年法人規程第36号
令和6年法人規程第54号

筑波大学附属図書館規則施行規程

（趣旨）

第1条 この法人規程は、筑波大学附属図書館規則（平成16年法人規則第22号）第8条の規定に基づき、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会の審議事項）

第2条 附属図書館に、次に掲げる事項を審議するため、附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (1) 附属図書館の運営に関すること。
- (2) 附属図書館の予算、決算及び概算要求の基本方針に関すること。
- (3) 学術資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 図書館機能の充実に関すること。
- (5) 教育研究活動に係る連携及び支援に関すること。
- (6) 学術機関及び地域社会との相互協力に関すること。
- (7) その他附属図書館長が必要と認める事項

（運営委員会の組織等）

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 附属図書館長
 - (2) 附属図書館副館長
 - (3) 学術情報部長
 - (4) 人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群、医学群、体育専門学群、芸術専門学群、学際サイエンス・デザイン専門学群及び総合学域群から選出された者 各1人
 - (5) 人文社会系、ビジネスサイエンス系、数理物質系、システム情報系、生命環境系、人間系、体育系、芸術系、医学医療系及び図書館情報メディア系から選出された者 各1人
 - (6) その他附属図書館長が学長に推薦を依頼する者 若干人
- 2 前項第4号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項の委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 運営委員会に副委員長を置き、附属図書館副館長をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門委員会)

第5条 運営委員会に、その専門的事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会を設置する場合は、部局細則で専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(雑則)

第6条 この法人規程に定めるもののほか、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項は、部局細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平19. 3. 7法人規程29号)

1 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学附属図書館規則施行規程第3条第1項第5号の規定により最初に選出される運営委員会の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平20. 2. 28法人規程2号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 9. 29法人規程66号)

この法人規程は、平成23年10月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属図書館規則施行規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平28. 3. 24法人規程58号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 2. 27法人規程21号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令2. 3. 26法人規程36号)

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令6. 5. 30法人規程54号)

この法人規程は、令和6年9月1日から施行する。